

研究ネットワーク形成事業 Q & A（平成 28 年 12 月）

（１）研究ネットワーク形成の目的

問 1－1 研究ネットワークを形成する目的は何ですか。

1. これまで、類似の試験研究が各都道府県で行われるような事例もありましたが、作目や分野による持続的な研究ネットワークを形成することで、構成機関の役割分担を明確化し、研究の重複を避け、研究リソースを効率的に活用できるようにします。
2. また、開発中の技術等についてネットワーク内で日常的に情報交換することで、新たなアイデアの創出等による効果的な技術開発を実現します。
3. 課題毎に構成される研究コンソーシアムと異なり、恒久的な組織で研究することで、ノウハウの集積や技術開発の方向の一貫性が確保され、目指すべき未来の実現が図られます。

問 1－2 研究ネットワークに求められる役割は何ですか。

1. 対象とする作目等について、①農林漁業者等からの技術相談窓口の設置、②農林漁業現場における技術課題の解決、③農林漁業者等への技術指導等の役割が求められます。

問 1 - 3 研究コンソーシアムとの違いは何ですか。

1. 研究コンソーシアムは、ある研究事業が公募された際に、共同研究グループを構成して研究を実施し、研究事業が終了する際に解散してしまう時限的な集まりですが、研究ネットワークは、研究事業のあるなしにかかわらず組織が維持される恒常的な集まりです。
2. また、研究コンソーシアムがある研究課題単位の集まりであることに對し、研究ネットワークは、ある作目や分野等の広がりを持ち、その作目等に係る複数の研究課題を内包する集まりです。
3. このため、研究ネットワークの構成員の中から、ある研究事業に応募するにふさわしい構成員を選び、研究コンソーシアムを組んで、その研究事業に応募するという流れになります。

問 1 - 4 「知の集積と活用」におけるプラットフォームとの違いは何ですか。

1. 知の集積プラットフォームは、
 - ① 工学・医学等の異分野との融合を通じた革新的な技術開発を志向する
 - ② マッチングファンド方式により、外部からの資金導入を促す
 - ③ 特定の機関ではなく、プロデューサー人材が研究開発から事業化までを統括するといった特徴を持ちます。
2. 一方、研究ネットワークは、
 - ① 農林水産業の現場ニーズに基づく速やかな現場実装を目指した技術開発を志向する
 - ② 現場実証による改善点等現場の声を迅速に研究開発に反映させる
 - ③ 研究・社会実装拠点機関が中核となりネットワークを統括する
 - ④ 農林漁業者との窓口機能も持ち、開発した技術等の指導を担うとともに、農林漁業者との窓口機能も持つといった特徴を持つ点が主な相違点です。

問 1－5 オランダのフードバレーとの類似点、相違点は何ですか。

1. オランダのフードバレーは、ワーヘニンゲン大学を中心に企業や農業者が連携して技術開発を行うことで成功しており、これを参考に、拠点機関を中心に試験研究機関や大学、企業、農林漁業者が参画する研究ネットワークを形成することにしました。
2. ただし、オランダのフードバレーは、オランダが九州程度の面積であることから、機能を国内 1 箇所に集中させ、また研究対象品目を限定しましたが、南北に長い我が国は多様な地勢を持ち、農林水産業も地域性を持つことから、それぞれの地域で作目や分野による研究ネットワークを形成することにしました。

問 1－6 研究ネットワークを形成するメリットと生じる負担は何ですか。

1. メリットとしては、研究ネットワークの中からできた研究コンソーシアムからの応募について、一定の要件を満たすものについて経営体強化プロジェクトをはじめとして、農食事業などについて優先採択することを検討しています。
2. 一方で、研究ネットワークには、農林漁業者等への相談窓口の運営や技術指導、ネットワーク内での役割分担の調整や研究課題の調整などが必要となります。

(2) 研究ネットワークの姿について

①構成機関

問2-1 研究ネットワークは、どのような機関で構成すればよいですか。

1. 対象とする作目・分野で想定される技術課題の解決に係る知見を有する機関、大学や都道府県の試験場、国立研究開発法人、民間企業等からなる構成を想定しており、さらに農林漁業経営体が参画することを求めています。

問2-2 複数の県の試験場だけ若しくは複数の大学だけ、複数の企業だけの構成でもよいですか。

1. 対象とする作目等で想定される全ての技術課題の解決に係る知見を有する機関をそろえて頂くことが望ましいです。

問2-3 研究ネットワークには、機関単位で所属するのですか。特定の研究者で所属するのですか。

1. 研究ネットワークの中核となる拠点機関は機関単位で所属する必要がありますが、ネットワークの構成員は特定の研究者が参加することとしても構いません。
2. 拠点機関は、例えば、大学であれば学部程度、企業や公設試であれば研究部門単位以上を想定しています。

問2-4 ネットワークの構成機関は、いくつ以上の機関で構成すればよいですか。

1. 複数の都府県にまたがること以外の基準はありませんが、ある作目や分野のネットワークという広がりを持つ必要があることから、可能な限り多くの機関で構成して頂きたいと考えております。

問 2-5 ネットワークの構成機関に海外の機関が加わることは問題ありませんか。

1. 海外の機関が構成員になることを排除はしませんが、日本の技術情報が法令等に反した形で海外に流出することのないよう、知的財産等については外国為替及び外国貿易法（外為法）等の関連法令を遵守してください。

問 2-6 研究ネットワークの構成機関の加除は可能ですか。

1. 研究ネットワークは新たな構成機関が簡単に参画することの出来る開かれた集合体となることを想定しています。
2. また、脱退する構成機関が生じることがないような持続的な活動を期待しています。

問 2-7 研究ネットワークの拠点機関の変更は可能ですか。

1. 拠点機関は研究ネットワークの中核としてネットワークを統括する機関となりますので、ネットワークの運営を安定的なものにするためにも、拠点機関は変更しないことが望ましいと考えていますが、ネットワーク内での役割分担が変化した場合等に拠点機関を変更することは可能です。

問2-8 ある作目や分野において代表となれる者は、機関ではなく人によって決まると思われるが、その人物が他の機関に異動した場合には、拠点機関はどうなるのですか。

1. 拠点となる機関は、特定の人物ではなくその機関が役割や機能を有しているべきですので、その作目や分野の中心となる人物が異動した場合でも、基本的に拠点は変更されないと考えていますが、それによりネットワーク内の役割分担が大きく代わるときには、拠点機関が変更されることはやむをえないものと考えています。

問2-9 一つの機関が、複数の研究ネットワークに所属することは可能ですか。

1. 例えば、水田作ネットワークと農業 ICT 利用ネットワークなど、異なるテーマのネットワークの両方に一つの機関が構成員として参画することはありうると想定しています。

②ネットワークの規模

問2-10 地域ごと、品目ごとにネットワークを構築するとされていますが、どのようなテーマの研究ネットワークを形成すればよいですか。

1. 研究ネットワークのテーマは、特定の研究課題単位ではなく、例えば作物であれば、水田、畑作、果樹、酪農・畜産等の単位で、地域であれば北海道、東北などの地域ブロック程度の広がりを想定しています。
2. 加えて、農業 ICT 利用ネットワークのような、作目横断的なテーマも想定されます。

問2-11 研究ネットワークの地理的な範囲は、どの程度の広がりが必要ですか。

1. より効率的・効果的な技術開発を推進するためには、ある程度の広がりを持つことが必要であることから、研究ネットワークは、気候や農業体系などの地域的な特性を踏まえつつ、広域的な広がりを持つ必要があると考えています。
2. なお、原則として、単一の都府県内の機関で構成されるものは研究ネットワークとして扱いません。

問2-12 地域の特産品の研究ネットワークを形成する場合は、単一の都府県内だけの構成でもよいですか。

1. 特産品であっても、同様の栽培方法等が他の品目にも応用可能であると考えられますので、特産品とそのような品目を組み合わせた研究ネットワークとしていただき、複数の都府県という広がりをもつことが必要です。

問2-13 競争相手となる産地との研究ネットワークは、できないのではないのでしょうか。

1. 競争が必要な技術課題もありますが、共同した方が効率的・効果的となる技術課題もありますので、競争相手同士であっても、同一のテーマであれば同一の研究ネットワークに所属していただくことが望ましいと考えます。
2. 例えば、品種など産地間競争の核となる技術を提供する必要はないと考えていますので、各機関ごとに研究ネットワークへの参加に当たり、知財のオープン・クローズ戦略を立てて頂いて構いません。

③ネットワークの機能

問 2-14 構成機関の役割分担とは、何をどのように分担すればよいか。

1. 構成員のこれまでの研究取組実績や分野等に応じ、ネットワークが対象とする作目等における個別の技術要素や研究分野を構成員内で分担してください。

問 2-15 ネットワーク内の情報共有とは、どのような情報をどのように共有すればよいですか。

1. 研究者情報や個別技術の情報など、ネットワーク内で取り組むべき技術的課題の解決のために必要となる情報について、ネットワークの拠点機関が整備する連絡網の他、WEB上の掲示板などを利用し、ネットワーク構成員間で情報共有して頂くことを想定しています。

問 2-16 ネットワーク内で共有したくない情報はどうすればいいか。

1. ネットワークが対象とする分野の共通的な技術課題の解決に関する情報に関しては、効率的かつ効果的な技術開発を行うため、基本的に構成員間で共有して頂きたいと考えています。

2. しかしながら、知財関連等ネットワーク内の構成機関間でどうしても共有ができない事項に関しては、構成機関間で協議して頂き、その中で取り決めてください。※7ページの間 2-13 もご参照ください。

④その他

問2-17 研究ネットワークに加わる農業者はe-Radへの登録が必要ですか。

1. 研究を実施する事業への申請についてはe-Rad登録が必須となりますが、研究ネットワークの形成は研究を実施する事業ではないことから、農業者に限らず、ネットワーク構成員のe-Rad登録は不要です。

問2-18 他のネットワークとの統合や、ネットワークの分離はできますか。

1. ネットワークの機能強化の観点から、統合は想定されているところではあります。
2. 分離については、ネットワークの機能を弱めるおそれがあり、望ましいことではありませんが、構成員の役割分担が変化の中で分離が生じることはやむをえないと考えています。

(3) 研究・社会実装拠点（拠点）とは

問3-1 拠点の役割は何ですか。

1. 研究ネットワークの中心として、研究ネットワークにおける研究開発の統括、研究成果の農林漁業者等への提供、農林漁業者等からの技術的相談の窓口機能、研究者や技術成果等の情報提供、開発された技術の農林漁業者等に対する指導・実装支援などを担うことです。

問3-2 拠点になれる機関は、どのような機関ですか。

1. ネットワーク内の研究機関等を統括でき、求められる機能を果たす能力を有する大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、特殊法人、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間事業者等のうち、以下の(1)から(4)の条件を満たす者となります。
 - (1) 研究を行うための体制、研究員等を有すること。
 - (2) 会計及び知的財産に係る事務管理等
 - (3) 日本国内に本部機能及び研究開発拠点を有すること。
 - (4) 研究ネットワークにおいて今後行う取組の企画・立案、管理及び農林漁業者等への技術指導を行う意思又は実績を有すること。

問3-3 1つのネットワークに拠点を複数設置することは可能ですか。

1. 1つのネットワークにおける拠点は原則1箇所となります。

問3-4 拠点の機能を複数の機関で分担してもかまいませんか。特に、会計機関は他の機関に任せてもよいですか。

1. 研究事業の課題に応じた農林漁業者等からの技術的相談対応や農林漁業者の技術指導などの拠点機能に関しては、他の機関で分担して頂いても構いません。
2. ネットワーク活動に関する会計に関しても、ネットワーク構成団体の中で分担して行って頂いて構いません。
3. ただし、拠点の機能を分担した場合であっても、拠点機関が全ての活動を統括してください。

問3-5 ネットワークの構成員から、運営費を徴収できますか。

1. ネットワーク構成員の同意の上、拠点がネットワーク構成員から運営費を徴収することは妨げません。

問3-6 ネットワークへの参加は、拠点の判断で可否を決めてよいですか。

1. 研究ネットワークは外部に開かれた体制である必要があるため、当該ネットワークの運営規約に同意する機関については、研究ネットワークの運営に支障をきたす特段の事情がない限り、参加を認めて下さい。

(4) 補助事業

①申請

問4-1 申請の時に、農林漁業者がいなくてもよいですか。

1. 申請時から農林漁業者の参画は必須になります。ただし、1者でも構いません。

問4-2 研究ネットワーク全構成員からの同意書とは何を提出すれば良いですか。(11月28日追加、12月19日修正しました。)

1. 研究ネットワーク全構成員からの同意書に関して、印鑑又は代表者の直筆サイン付き原本を複写したもの等参加機関の意思が確認できれば簡易なもので結構ですので提出をお願いします。
2. なお、やむを得ない事情があり、応募期限までに全構成員の同意書が揃えられない場合は、代表者が各構成員から口頭で同意を得た旨の文書の提出をお願いします。その後、採択となった際には補助金の交付決定前までに同意書の提出が必要です。

(参考) 同意書文面の例

事業実施主体名 代表者名 宛て

研究ネットワーク構成機関名 代表者名
(印鑑又は直筆サイン)

貴機関が事業実施主体として平成28年度戦略的技術開発体制形成事業(うち研究ネットワーク形成事業)に応募する「・・・研究ネットワーク」への参画に同意します。

平成〇年〇月〇日

②公募・採択

問4-3 TPPの影響を受ける品目と受けない品目の場合では受ける品目が採択されやすいですか。

1. 本事業はTPP対策の一環として実施しているものであり、TPPの影響を受ける品目が対象となります。
2. ただし、花きに関しては、「農政新時代」における影響のある農林水産物に含まれていない一方で、輸出促進の取組を強化する重点品目として位置づけられていることから、本事業の採択対象となる研究ネットワークは、輸出力にかかるテーマを持った研究ネットワークに限ります。
3. なお、本事業採択を目指さない研究ネットワークに関しては、上記以外のものも形成可能です。

問4-4 モデルネットワーク型と一般型はそれぞれいくつ採択する予定ですか。

1. それぞれの型で採択枠を設けてはいません。審査の結果、優良な計画を予算の範囲内で採択していく予定です。

③事業の開始

問 4－5 採択と同時に事業を開始してよいですか。できない場合は、事業開始は最短でいつからできるようになりますか。

1. 事業の実施は、交付決定後に着手することができます。
2. ただし、交付決定前に事業に着手するに当たっては、交付決定前着手届（実施要領別記様式第1号）を技術会議事務局長に提出すれば、事業の実施は可能となりますので、事業実施主体に農林水産大臣が通知する補助金の割当内示の年月日以降であれば事業開始は可能となります。
3. その際は、交付決定前に事業を実施する理由等を十分に検討し、必要最小限にとどめていただく指導を行います。

問 4－6 資金繰りが厳しい場合は、概算払いを受けることはできますか。また、もし出来るなら、いつぐらいから概算払いを受けることができますか。

1. 本事業では精算払いが原則ですが、資金繰り等でやむを得ない場合に限り、概算払いを行うことは可能です。
2. また、概算払いを行うためには、事前作業が必要となるため、具体的にいつから可能であるかをお示しすることはできません。
3. 交付決定後に、事業実施主体に対しては要望調査を行いたいと思います。

④補助金の使途

問4-7 人件費・賃金を支払うことはできますか。(11月28日変更しました。)

1. 平成28年11月25日付け事業実施要領の改正により、短期間での事業関係書類の作成等に資するなど、事業を円滑に進めるため、事業に係る事務に従事する事務員等の人件費が補助対象となりましたので、ご活用ください。
2. 当該費目については、主に非常勤職員の雇用に係る人件費を念頭に置いておりますが、事業実施主体が民間企業の場合は、実働時間により会計区分を明確にした上であれば、常勤職員の人件費の計上も可能となっております。
3. 国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体、国立研究開発法人、国立大学法人など）については、常勤職員の人件費は計上できません。

問4-8 補助対象外の経費は自己負担で実施して構いませんか。

1. 補助対象外の経費を自己負担とすることについて制約はありません。
2. なお、交付決定後、交付された補助金を超えた支出についても自己資金となりますので、ご注意ください。

⑤実績報告

問4-9 実績報告を提出する際は、こういったものを証拠書類として提出しなければいけませんか。

1. 実績報告書には領収書、台帳、通帳等の写しを提出いただきます。

問4-10 補助金の額の確定に際して、技術会議事務局による現地確認による現物検査等が行われますか。

1. 証拠書類の提出をいただいた後、必要に応じ、事業実施主体に対する現物検査を行う場合があります。
2. なお、交付要綱にあるとおり、補助事業完了年度の翌年度から5年間は証拠書類や帳簿等を整備保管する必要があります。

問4-11 精算払いの場合は補助金の額の確定後、いつぐらいに補助金が支払われますか。

1. 29年3月31日に事業が完了し、4月10日までに実績報告書を農林水産大臣に提出いただきます。その内容の審査を行い補助金の額を確定して通知します。4月下旬には所定の銀行口座に振り込まれる予定です。
2. なお、実績報告書は4月10日より前に、早めの提出をお願いします。

⑥その他

問4-12 研究ネットワークは活動内容等を報告する義務がありますか。

1. 本事業に採択されたネットワークについては、研究ネットワークがきちんと機能しているかどうかを確認するため、①農林漁業者等からの技術相談窓口の設置・運営状況、②農林漁業現場における技術課題の解決、③農林漁業者等への技術指導等の役割が求められます。
2. なお、本事業採択外の研究ネットワークについては、報告義務はありません。

問4-13 研究ネットワーク形成事業の公募は今回限りですか。

1. 本事業は補正予算として実施しており、公募は今回限りとなります。

問4-14 ネットワークを解散した場合は、補助金を返還する必要がありますか。

1. 事業実施中にネットワークを解散した場合は、補助金を返還して頂くこととなります。
2. また、事業終了後にやむを得ない事情により解散した場合、原則として補助金を返還していただく必要はありませんが、解散せずに形成いただいたネットワークにおいて、研究開発の企画・計画を初めとするネットワークに求められる役割を果たして頂くことを期待しています。
3. ネットワーク形成の趣旨に沿ってネットワークを継続・発展させて頂ければと思います。

問4-15 構成団体に農林水産省から指名停止措置を受けた機関がある場合でも、公募への参加は可能ですか。

1. 研究ネットワーク構成員に指名停止措置を受けている者がいる場合は応募できません。なお、応募に際し、交付決定の取り消しや指名停止を受けていない旨の誓約書類を提出して頂きます。

問 4-16 当事業の実施期間は平成 28 年度のみですが、平成 29 年度以降に何らかの事業を検討していますか。

1. 平成 29 年 4 月以降は今のところ、活動を支援する事業はありませんので、基本的に研究ネットワーク構成員で負担頂くこととなります。

問 4-17 研究ネットワークの活動費は、誰が負担することになりますか。

1. 平成 28 年度中は、研究ネットワーク立ち上げのための費用を支援する補助事業を用意していますが、平成 29 年 4 月以降は今のところ、活動を支援する事業はありませんので、研究ネットワーク構成員で負担頂くこととなります。

問 4-18 ネットワーク形成後の後年度負担が必要ではないか。

1. 次年度以降のネットワーク活動費に関しては、現在予算措置はされていませんが、頂いたご意見等も踏まえ、次年度以降も研究ネットワークの活動が円滑に行えるような工夫について検討したいと考えております。

(5) 経営体強化プロジェクトとの関係

問5-1 研究ネットワークで経営体強化プロジェクトに応募する場合は、優先採択されるとありますが、どういうことですか。

1. 研究ネットワーク構成員の中から、研究ネットワークのテーマに沿って、経営体プロの課題に適した研究コンソーシアムを立ち上げ、経営体プロに応募された場合には、一定の要件を満たせば審査において加点することを検討しています。

問5-2 経営体プロジェクトへの応募は、研究ネットワークの全機関が参加する必要がありますか。

1. 研究ネットワーク構成員の中から形成される研究コンソーシアムを想定していますので、研究コンソーシアムに研究ネットワーク構成員の全ての機関が参画している必要はありません。

問5-3 一つの研究ネットワークで複数の課題に応募することができますか。その際、優先採択は、全ての課題で適用されますか。

1. 1つの研究ネットワークから複数の研究コンソーシアムを立ち上げ、複数の課題に応募することも可能です。
2. その場合、複数の課題全てにおいて一定の要件の下で優先採択が適用されます。

問5-4 経営体プロジェクトへの応募の際に、研究ネットワーク外の機関を参加させることはできますか。

1. 経営体プロジェクトへの応募の際に、研究ネットワーク外の機関を参加させる場合は、事後的にネットワークへの参加を働きかけてください。

問5-5 経営体プロジェクトで行う現場実証は、研究ネットワークの構成機関となっている農林漁業者の生産現場で行わなければなりませんか。

1. 経営体プロジェクトで行う現場実証は、経営体プロジェクトの研究コンソーシアムの構成員となっている農林漁業者が実施することを想定していますが、必ずその者がしなければならないという訳ではありません。

問5-6 研究ネットワーク形成事業で採択された研究ネットワーク以外のネットワークからの応募でも、経営体プロジェクトの優先採択は適用されますか。

1. 研究ネットワーク形成事業で採択されたもの以外の研究ネットワークについても、一定の要件を満たすものについては、研究ネットワーク形成事業で採択されたものと同様に、経営体プロジェクトの優先採択を適用することを検討しています。

問5-7 研究コンソーシアムの代表は拠点でなくてはなりませんか。

1. 研究ネットワーク内で計画される経営体強化プロジェクトの研究の代表機関は、必ずしも当該ネットワークの拠点である必要はありませんが、研究ネットワークでは拠点が研究開発の統括を行うこととしているため、拠点の許可が必要となります。

(6) 研究ネットワークと農林漁業経営体の関係

問6-1 研究ネットワークにおける農林漁業者の役割は何ですか。

1. 日頃の農林漁業活動の中で生じる現場のニーズに基づく技術開発のアイデアや、開発途上の技術に対する現場ニーズからの改善点等、現場視点からのアドバイザー的役割と、現場での実証研究が実施される場合の実証研究主体としての役割を想定しています。

問6-2 ネットワークに参画する農林漁業者のメリットは何ですか。

1. 当該作目等の最新技術について直接提案できるとともに、自らの経営において当該技術を早期に導入することができます。また、ネットワーク内の研究者との直接的なつながりにより、農業経営の中で生じた技術課題の研究機関への相談が容易になります。

問6-3 生産事業を行っている農協がネットワークに参画する場合は、農林漁業者として認められるか。(12月19日追加しました。)

1. 生産事業を行っている農業協同組合については、本事業において農林漁業者として扱います。ただし、生産事業を行っていることが分かる資料を提出して頂きます。